

区再編（内定案）における市民サービス、住民自治の 基本的な考え方について

1 市民サービス・組織 別紙 1 別紙 2

(1) 区役所

- ・ 位置：都市機能の集積の状況などを総合的に勘案し、新しい区の中で、現行区において最も人口が多い区の区役所庁舎とする

(2) 行政センター

- ・ 位置：再編により区役所とならない旧区役所庁舎
- ・ 業務：区役所と同等のサービスを提供

(3) 第 1 種協働センター

- ・ 位置：現在と変更なし（舞阪・引佐・三ヶ日・春野・佐久間・水窪・龍山）
- ・ 業務：現在と変更なし（生涯学習、地域づくり、地域固有事務、窓口業務）
- ・ 再編後の名称：「支所」に改称

(4) 第 2 種協働センター、ふれあいセンター

- ・ 位置：現在と変更なし
- ・ 業務：現在と変更なし（生涯学習、地域づくり、窓口業務*）
*現在窓口業務を行っているところは市民サービスセンターを併設
- ・ 再編後の名称：天竜区の二俣協働センターは「二俣ふれあいセンター」に改称。
それ以外は現在と変更なし
- ・ 人員：再任用職員 1 人を正規職員 1 人に切り替え地域づくり機能を強化

(5) 市民サービスセンター

- ・ 位置：現在と変更なし。第 2 種協働センター、ふれあいセンターの窓口業務は、市民サービスセンターとして併設。
- ・ 業務：現在と変更なし（窓口業務・103 業務又は 17 業務）
- ・ 再編後の名称：現在と変更なし

(6) 組織配置の考え方

- ・ 再編後の職員数の試算 別紙 3
- ・ 土木整備事務所 別紙 4
- ・ 福祉事業所・保健センター 別紙 5
- ・ 災害対策本部（区本部・地域本部） 別紙 6

2 住民自治

- ・ 2 層の協議会（市の附属機関）とすることで、地域の声を行政に届ける仕組みを構築
※協議会各層の数（地区等の枠組）、委員数、選出母体等は条例制定までに決定

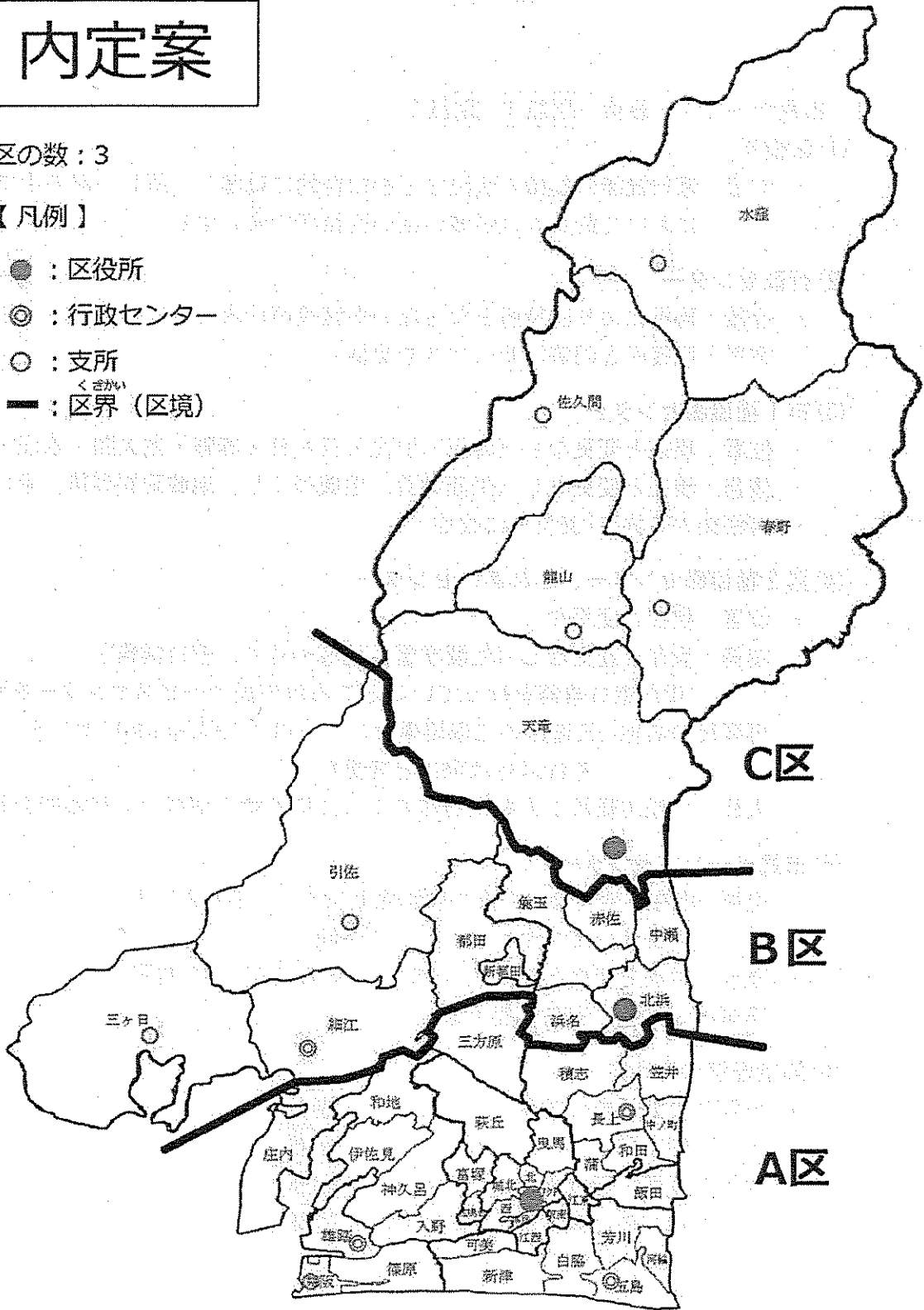
区役所、行政センター、支所の配置地図

内定案

区の数：3

【凡例】

- ：区役所
- ◎：行政センター
- ：支所
- ：区界（区境）



※各区の名称は、区割り案決定後、区名募集を実施するスケジュールであるため、本資料では南側からA区、B区、C区と表記

区割り案(内定案)の概要

区の数	3区			
区割り	A区 ・中 ・東 ・西 ・南 ・北(三方原)	B区 ・北 (都田、新都田、 細江、引佐、 三ヶ日) ・浜北	C区 ・天竜	
人口(人)	614,579	158,088	27,450	
面積(km ²)	268.21	345.83	944.00	
有権者数(人)	500,195	129,055	24,427	
学校区の分割	無			
区自治会連合会の分割	有(北区は三方原地区とそれ以外に2分割)			
地区自治会連合会の分割	無			
正規 職員数	1,051			
	593	244	214	
	区の組織	220	100	111
	福祉事業所	221	53	28
	保健センター	81	41	22
土木整備事務所	71	50	53	
区役所の配置	中	浜北	天竜	
行政センターの配置	東、西、南	北	なし	
削減職員数(人件費年間削減効果額(千円)) (※1)	81(645,570)			
事務経費削減効果額(千円) (※2)	6,537			
必要経費(千円) (※3)	556,620			

※1 令和2年4月1日正規職員数との比較。人件費の試算は、令和元年度決算における1人当たりの人件費797万円を使用。

※2 各区に設置される区選挙管理委員会の委員数が再編により削減されるため、大半は委員報酬で、その他は選挙に係るコピー料等の事務経費(令和元年度決算額を基に算出)。施設・整備維持管理については、現在の施設数を維持することを前提としているため、削減効果額は生じないものとして整理。

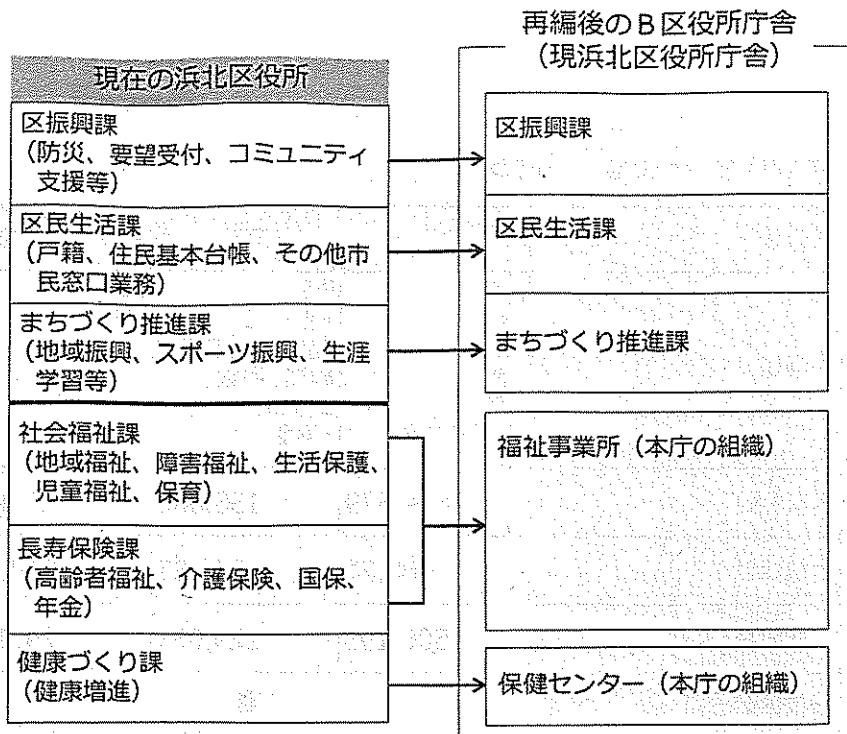
※3 再編に伴うシステム改修などの一時的な経費(概算)。今後、再編案の決定を踏まえ試算。

【出典】 人口: 浜松市区别・町字別世帯数人口(令和2年12月1日現在 住民基本台帳による)

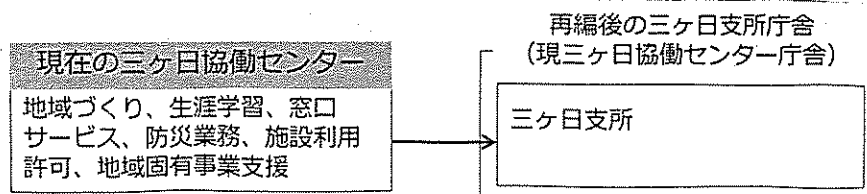
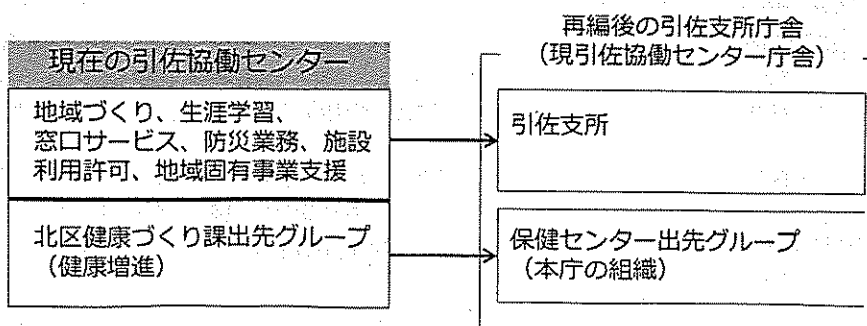
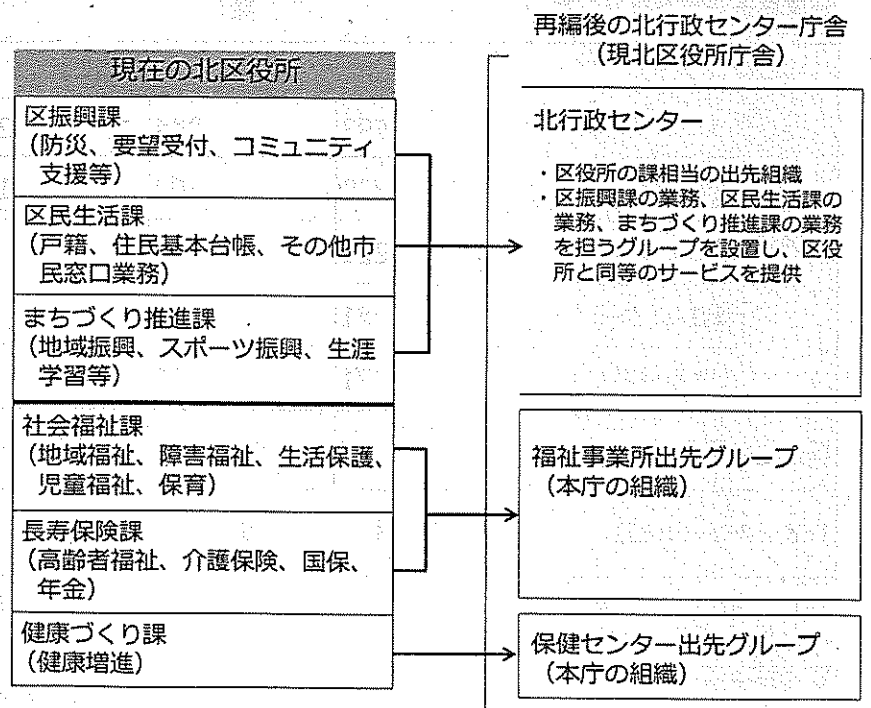
面積: 令和元年版浜松市統計書「土地・気象_町別面積、人口」(平成19年4月1日の都市計画基礎調査による地区別面積を合計し、小数点以下第3位を四捨五入)

有権者数: 令和3年3月定時登録名簿登録者数

➤ 浜北区



➤ 北区



内定案

【 凡例 】

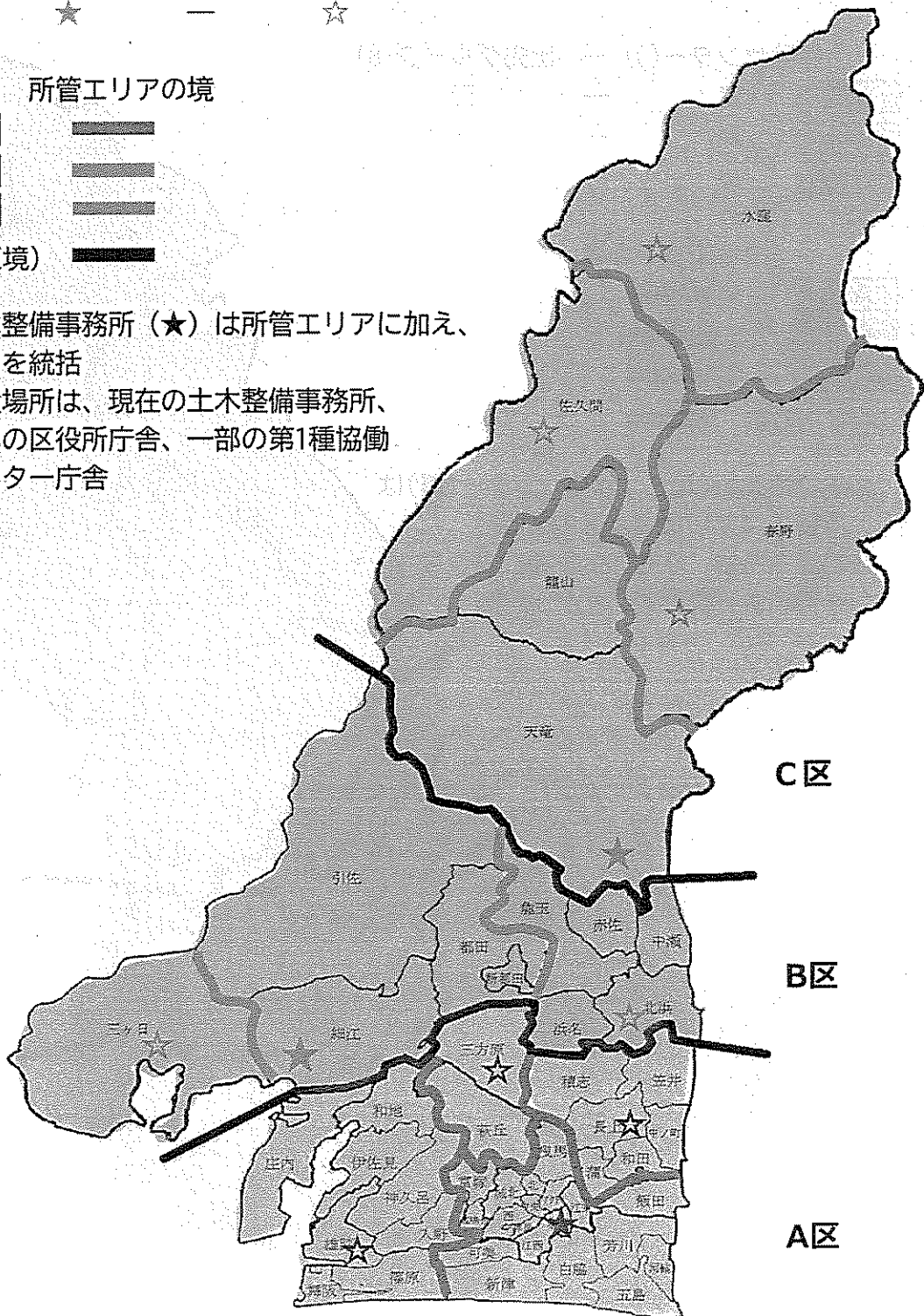
土木整備事業所(3) — 出先グループ(8)

A区	★	—	☆
B区	★	—	☆
C区	★	—	☆

所管エリアの境

A区	———
B区	———
C区	———
くざかい 区界 (区境)	———

- ※土木整備事務所 (★) は所管エリアに加え、区内を統括
- ※配置場所は、現在の土木整備事務所、一部の区役所庁舎、一部の第1種協働センター庁舎



内定案

【 凡例 】

福祉事業所(3) — 出先グループ(4)

A区	▲	—	△
B区	▲	—	△
C区	▲ (福祉事業所がC区全域を所管)		

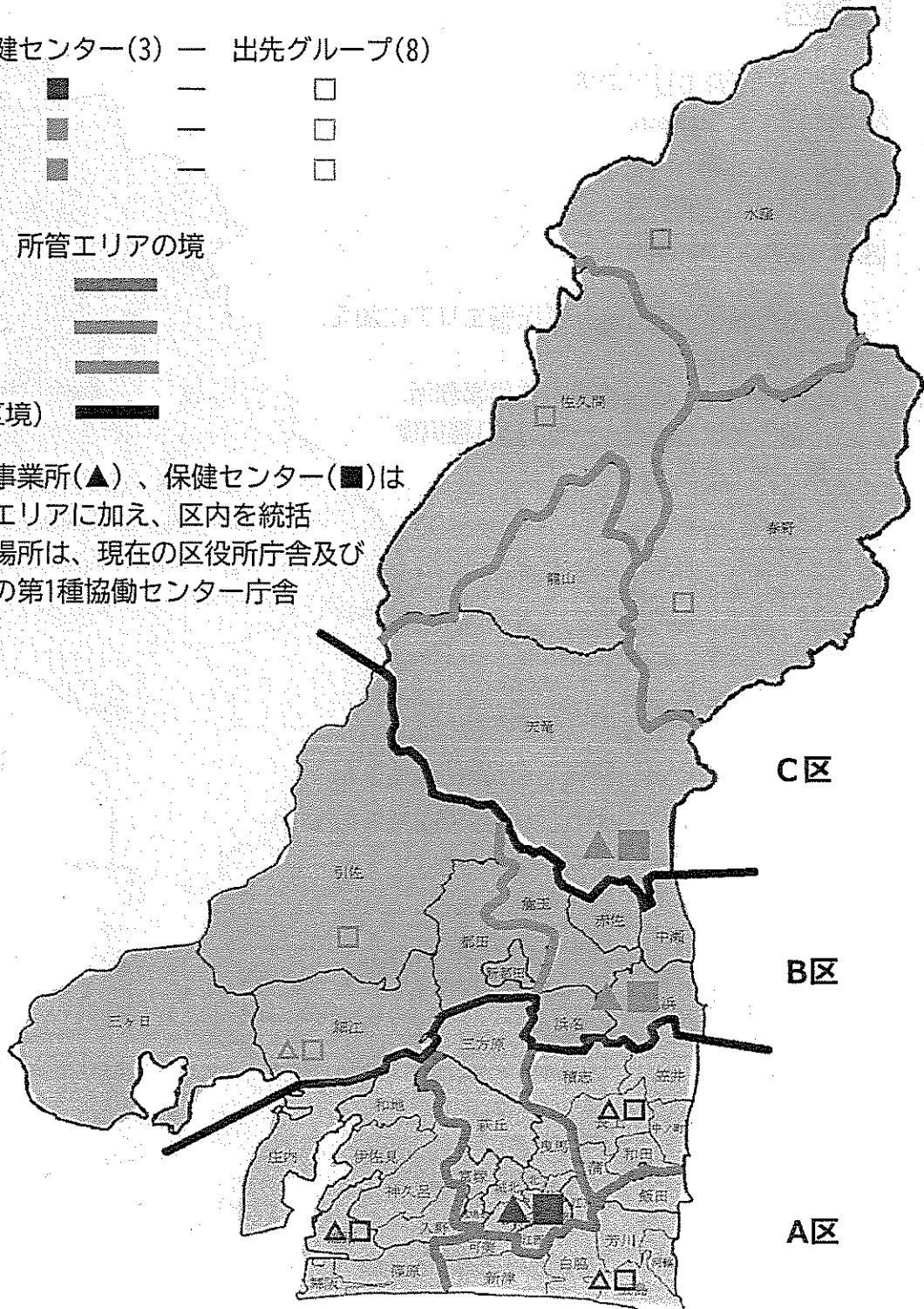
保健センター(3) — 出先グループ(8)

A区	■	—	□
B区	■	—	□
C区	■	—	□

所管エリアの境

A区	———
B区	———
C区	———
くさかい 区界 (区境)	———

※福祉事業所(▲)、保健センター(■)は
所管エリアに加え、区内を統括
※配置場所は、現在の区役所庁舎及び
一部の第1種協働センター庁舎



内定案

【凡例】

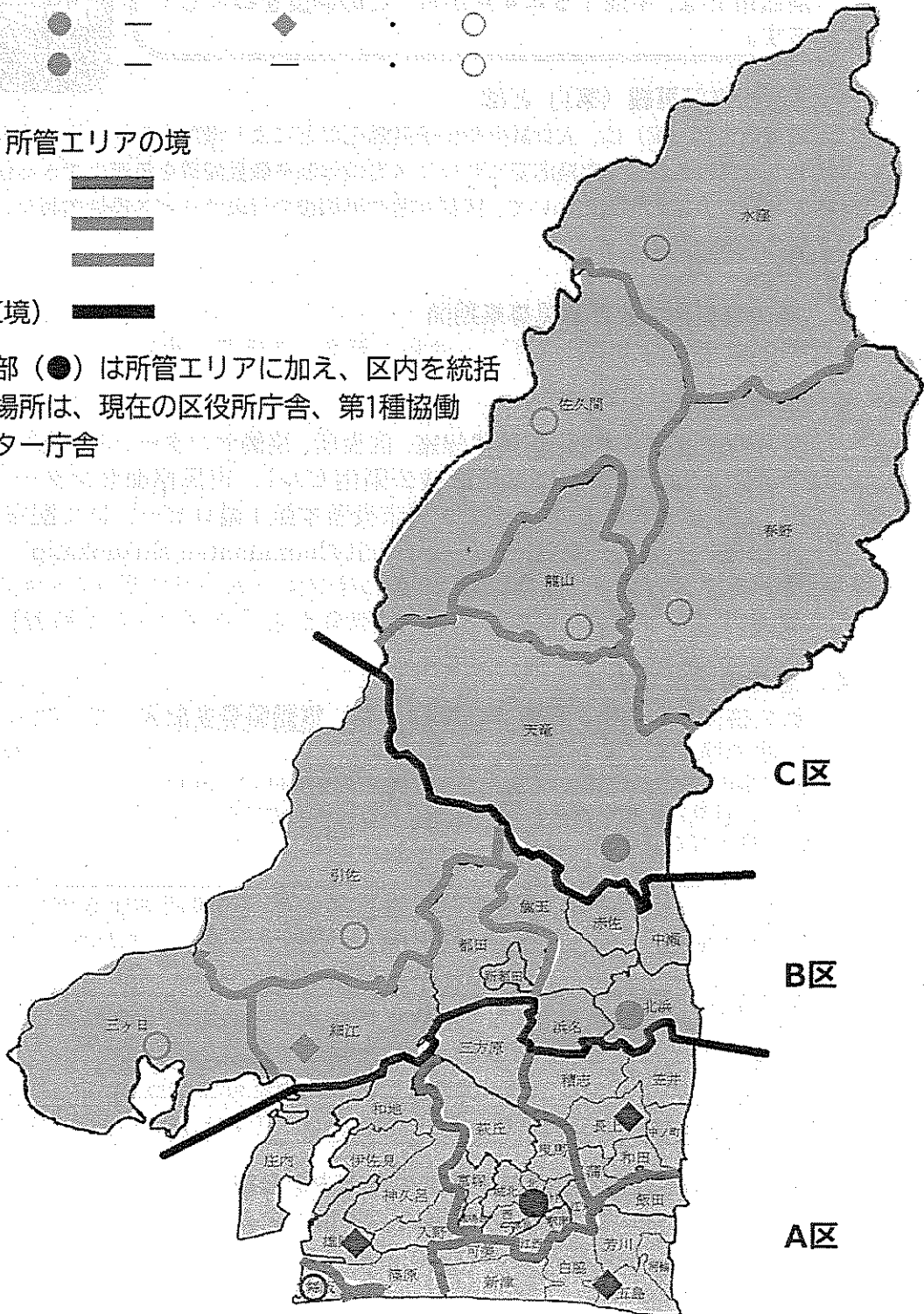
	区本部(3) (区役所)		地域本部(11) (行政センター④) ・ (支所⑦)
A区	●	—	◆
B区	●	—	◆
C区	●	—	◆
			○
			○
			○

所管エリアの境

A区	———
B区	———
C区	———

くざかい
区界(区境) ———

※区本部(●)は所管エリアに加え、区内を統括
 ※配置場所は、現在の区役所庁舎、第1種協働センター庁舎



浜松市区再編(案) に対するご意見をお待ちしています!

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市区再編(案)」とは

浜松市区再編(案)は、人口減少や少子高齢化などにより激変する社会経済状況や市民ニーズにあわせ、市の裁量で臨機応変にサービス提供体制や職員配置を最適化できる仕組みを構築するために行う区の再編について、区割り案や再編後の行政サービス提供体制などの案をまとめたものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年1月17日(月)～令和4年2月15日(火)

3. 案の公表先

区再編推進事業本部、市政情報室、区役所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館(臨時窓口:浜松城公園南ビル)、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布
浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせフォーム→パブリック・コメント制度】
または【トップページのサイト内検索Qから「パブコメ」で検索】



4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。
なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。

ご意見入力フォーム



①直接持参	区再編推進事業本部(市役所本館5階)、各区役所(区振興課)、協働センター、ふれあいセンターのいずれかへ書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 浜松市 区再編推進事業本部あて
③電子メール	ksh@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	050-3730-1867(区再編推進事業本部)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年5月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

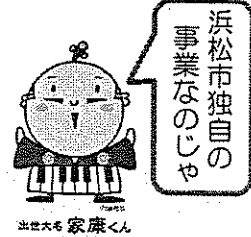
区再編推進事業本部(TEL 053-457-2123)

マイナンバーカード ポイントバックキャンペーン



期間中
最大 **20,000 円** 相当の
マイナポイントがもらえます!

※決済 1 回当たりの上限額 2,000 円相当



キャンペーン期間：2022年1月1日～1月31日まで

◆STEP1◆

マイナンバーカードを用意



◆STEP2◆

自治体マイナポイントの申し込み

浜松市ホームページ▲
(キャンペーンについて)

申込期間：2022年1月1日～1月31日

※自治体マイナポイントの申し込みには、
利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。

◆STEP3◆

対象店舗で電子決済によるお支払いをするとポイントゲット

※公共料金や病院などの医療費のお支払いは対象外となる場合があります。対象店舗には、店頭で専用ポスターなどを掲示します。

対象のキャッシュレス決済サービス



auPAY (コード払い)
☎:0120-977-964



d払い
☎:0120-613-360



楽天Edy
☎:0570-081-999

※決済サービスに関する詳細は各社ホームページをご確認ください。

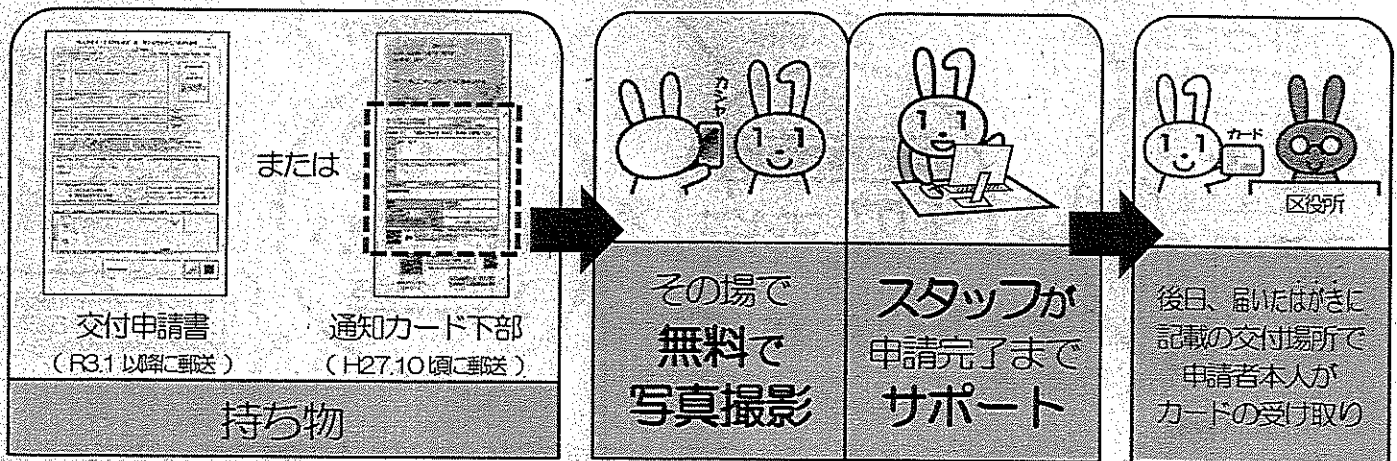
※「国の実施した事業であるマイナポイント(上限5,000円)」及び「国が実施予定のマイナポイント第2弾」と、本事業は別の事業となります。国のマイナポイントを受け取られた方でも、浜松市に住所を有し、マイナンバーカードをお持ちの方は本事業に申し込むことができます。

お問い合わせ

【ポイントバックキャンペーンに関すること】 (平日 8:30～17:15)
観光・シティプロモーション課 ☎053-457-2293

【証明手数料の減額に関すること】 (平日 8:30～17:15)
中区 区民生活課 ☎053-457-2128

マイナンバーカードの申請をお手伝いします!



※顔写真の撮影があるため、必ず申請者本人がお越しください。

申請サポートを行っている窓口

◆各区役所 区民生活課 ◆駅前市民サービスセンター
8:30～17:00 (土・日曜日、祝日は除く)

◆イオンモール 浜松市野・浜松志都呂 (浜松市委庁舎)
10:00～18:00
(令和3年12月1日～令和4年3月31日)

申請書が見当たらない場合は?

本人確認書類を持って 各区役所 区民生活課へお越しください。
※住所地の区役所へお越しただくと手続きがスムーズです。

本人確認書類

- 〔1. 顔写真付きの公的な身分証明書(免許証、旅券など)の場合 1点〕
- 〔2. 顔写真のない身分証明書(健康保険証、年金手帳など)の場合 2点〕



お問い合わせ

浜松市役所 市民生活課
浜北区役所 区民生活課

☎053-585-1111
(平日 8:30～17:15)

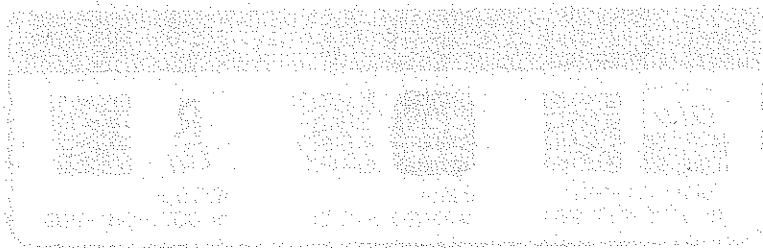
マイナンバーカードを利用すると、コンビニエンスストアなどで証明手数料が200円減額されます。詳しくは裏面をご覧ください。

THE UNIVERSITY OF CHINA PRESS

THE UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

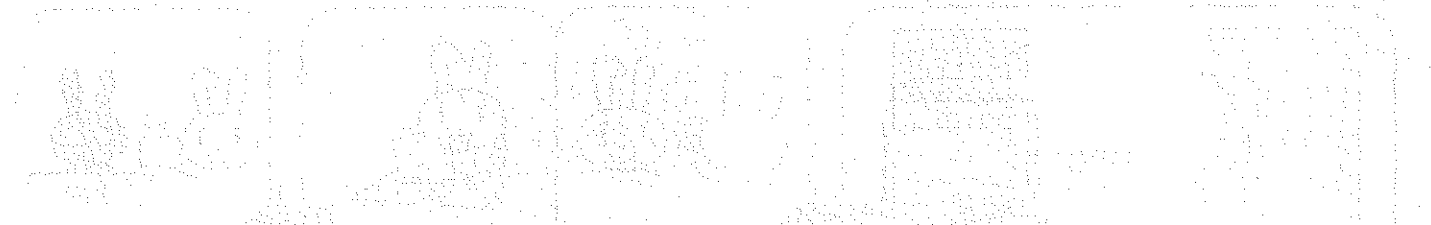


UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS



UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

UNIVERSITY OF CHINA PRESS

新型コロナウイルスワクチン
追加接種（3回目接種）について

項目	内 容
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・2回目接種完了日から、<u>原則 8か月以上経過した方</u> ・<u>18歳以上の方</u>
回 数	<ul style="list-style-type: none"> ・追加接種の<u>回数は1回</u>です
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年12月1日から
ワクチンの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ファイザー社ワクチン ・武田/モデルナ社ワクチン
接種場所	<p>①個別接種</p> <p>②集団接種（武田/モデルナ社ワクチン）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アクトシティ浜松展示イベントホール ・はまきたプラザホテル
接種券	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>ご自宅（住民票所在地）へ接種券を郵送</u> ・発送時期は<u>2回目接種完了から約7か月経過頃</u> <p>※参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年11月19日（金）発送済み R3.4.30までに接種を受けた18歳以上の方 ・令和3年12月15日（水）発送済み R3.5.30までに受けた18歳以上の方 <p>※<u>浜松市外で2回目接種を受けた等の方は、追加（3回目）接種用接種券の発行には申請が必要です</u> 市HPにて確認をお願いします。</p>
当日の持ち物	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>接種券一体型予診票</u> （事前に記入してお持ちください） ・<u>本人確認書類</u> マイナンバーカード 運転免許証 健康保険証 等 ・<u>お薬手帳（お持ちの方のみ）</u>
問い合わせ	<p>浜松市新型コロナウイルスワクチン専用ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話番号 <u>0120-319-567</u>（フリーダイヤル） ・受付時間 <u>9:00～17:00</u>（土日祝祭日含む）

（※参考 裏面「接種の流れ」）

接種の流れ

